

控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第6号様式別表2の7） 記載の手引

（令和4年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第4項において準用する地方税法（以下「法」といいます。）第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第5項（令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限りません。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類※も併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1	「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」 当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載してください。	① 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項（令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項）の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度において下記※に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2	「控除対象個別帰属調整額②」 ①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載してください。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2 ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の25.5。 最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.9。 最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20 (3) 令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20	② 平成30年3月31日以前に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については、前9年以内に開始した事業年度において生じたものに限りません。
3	「控除未済額③」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載してください。	③ 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項（令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第7項）に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載してください。
4	「当期控除額④」 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれアに掲げる金額がイに掲げる金額を超えない範囲内で記載してください。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 ア. この明細書の⑤の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 イ. 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 ア. この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 イ. 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	

※ 令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類とは、以下の法人税の明細書です。

- 別表7(1)（欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書）
…最初の連結事業年度の直前の事業年度のもの
- 別表7の2（連結欠損金等の損金算入に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの
- 別表7の2付表2（連結欠損金当期控除前の連結欠損個別帰属額の調整計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの
なお、提出がない場合、以後の連結事業年度又は事業年度において控除対象個別帰属調整額を個別帰属法人税額又は法人税額から控除することはできません。（令和2年旧法第53条第8項、令和2年改正法附則第5条第4項（令和2年旧法第321条の8第8項、令和2年改正法附則第13条第4項）
連結欠損金がなく、連結親法人が別表7の2を作成していない場合は、上記の別表7の2及び別表7の2付表2の代わりに、下記の別表を添付してください。
- 別表4の2（連結所得の金額の計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの